**平成２７年（フ）第１５７号**
三重県津市高茶屋小森町2687番地３
破産者　有限会社キンセイ
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１５８号**
三重県津市森町字戸塚1709番地126、住民票上の住所三重県津市阿漕町津興1191番地
破産者　若林　博文
１　決定年月日　平成28年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１２４７号**
横浜市磯子区汐見台２丁目９番地21号
破産者　コクブサービス株式会社
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１６４９号**
横浜市西区浜松町11番６号
破産者　有限会社園工作所
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２１６５号**
横浜市戸塚区戸塚町565番地の16
破産者　株式会社横浜コーポレーション
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２２６９号**
神奈川県大和市代官４丁目19番１号
破産者　有限会社滝田製作所
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１６４号**
新潟県長岡市豊田町７番地20
破産者　合資会社角弥
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２７年（フ）第７５号**
愛知県安城市二本木新町３丁目６番地３
破産者　東海商事株式会社
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第１７１号**
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地451、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川413番地　エクシブ101号
破産者　ガレージ203こと日髙自販こと　日髙　延浩
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

**平成２７年（フ）第７７号**
鳥取県鳥取市千代水４丁目101番地
破産者　有限会社ケーエム
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第９９号**
宮崎県都城市下長飯町520番地１
破産者　有限会社大起建設
１　決定年月日　平成28年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第１５１４号**
福岡市東区和白６丁目19番24―102号
破産者　深町　英幸
１　決定年月日　平成28年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１６７１号**
福岡県大野城市乙金東１丁目６番12号
破産者　佐々木友彦
１　決定年月日　平成28年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１３５１号**
福岡県大野城市白木原１丁目10番１―502号
破産者　村上　　博
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１５８７号**
福岡市南区高宮２丁目13番４号
破産者　大田　忠男
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１６９３号**
福岡市早良区四箇３丁目７番88号
破産者　角南　太介
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１７４２号**
福岡市博多区吉塚６丁目10番10―805号
破産者　八尋　幹夫
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１２９８号**
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目20番22号メゾンドール南里103号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区西の丘２丁目３番１―223号
破産者　西田　純子
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１４３４号**
福岡県春日市須玖南４丁目95番地　アーサー須玖リベックス501号
破産者　八尋一二三
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１１４号**
群馬県邑楽郡明和町大輪1983番地１
破産者　青木　惠子
１　決定年月日　平成28年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部